

令和2年度各部定期監査に係る意見・要望事項の一部について

令和2年度各部定期監査については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、例年の執行時期をずらして実施している。監査委員による各所管の説明聴取は、本年10月と12月に分けて行っており、監査結果の報告は、3年2月の予定である。

指摘事項の候補となる項目は、説明聴取前の段階で各所管へ伝えているが、意見・要望事項は、通常ならば最終の監査結果報告の中ではじめて通知する形になる。

しかし、10月に説明聴取を行った所管に対する意見・要望事項に関しては、既にとりまとめが可能な状態にあり、本監査の実施時期の遅れに鑑み、より早い対応が望ましいと考えた。よって、異例ではあるが、最終報告を待たずに、改善に向けて検討を要すると思われる事項等の一部を先にお知らせする。内容は以下のとおりである。

(意見・要望事項)

1 共通事項

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大への対応について

国内で最初の感染者は2年1月に確認された。区では、WHO「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の発表や、国・都の対応を踏まえ、同月には危機管理対策本部を、また、同年3月には新型コロナウイルス感染症対策本部を設置した。それ以来、3度にわたる補正予算の編成を含め、全庁をあげて、拡大防止、区民生活への支援、事務事業の継続等に努めているところである。

流行からほぼ1年が経過する。本格的な感染症対策が必要な事態の経験は初めてであり、様々な課題がある中で、国や都と連携し、求められる対処がなされてきた。今後も長期的な取組が要請されるのは明らかである。

そのため、どこかでこれまでの対応を振り返り、改めて全体的に修正すべき点の有無を点検し、軌道修正の可否を判断する場面も必要となってきている。一定の段階で、中間的な小括の実施を検討されたい。

また、新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」に取り組む区民や事業者の行動が、区政に与える影響も大きい。例えば、テレワークやローテーション勤務が広がる時代には、平日の日中も区内にとどまる区民が増えてくる。そうした実態などを把握して、事務事業の必要な見直しを進めて行ってほしい。

(生活安全課、感染症対策課、ほか全課)

(2) 区政のICT化の推進について

新型コロナウイルス感染症の流行により、日常生活の維持継続にとって、ICT活用がきわめて重要であることが改めて明らかになった。普及に時間がかかるのではないかとされていたテレワークは、早くも社会に定着しつつ

ある。行政手続きのデジタル化は、従来からの省力化やペーパーレスの観点だけでなく、人との接触を回避する意味でも、一層求められるようになってきている。

また、国においては、自治体の情報システムの標準化、自治体デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進計画の策定等が打ち出され、今後のICT化推進はこうした動向を考慮していく必要がある。

AIやRPA等の活用を含め、その検討のためには、現行の事務事業の分析や見直しが第一歩となる。特にDXでは、複数の所管課が関わる仕事において、区民の利便性や事務処理の効率性が向上し、更にそれらの革新や新たな価値の付加が期待できる分野が候補になると思われる。

こうした点を踏まえ、新しい時代に向けた区政再構築検討会議の結論などに基づき、具体的なICT化推進策をまとめ、情報化推進計画の改定を行いながら、全庁的な取組を促進されたい。

（経営改革推進課、情報課、ほか全課）

（3）指定管理者の運営状況の把握について

過去の財政援助団体等監査では、指定管理者の提出した事業報告書中の「管理経費等の収支状況」において、簡単な記載にとどまるものが、一部に見られた。これは、指定管理者の選定過程において、既に運営経費等の一定のチェックが終えられている状況があるためと思われる。

そうした中で、今回新型コロナウイルス感染症が拡大し、指定管理者が管理する施設の利用が休止等されたことにより、その減収の補填や費用の調整の必要性が生じてきている。この場合、協定書の条項から、具体的な金額は、区と指定管理者の協議により決定される。したがって、区側には、指定管理者の損益なども含め、詳しい管理経費等の収支状況の把握が欠かせない。事業報告書の内容から十分な情報が得られないときには、改めて経理状況に係る資料を提出させるなど、実情を十分に捕捉し、適切に処理されたい。

また、指定管理者の選定段階での収支見込みとの比較や、毎年度の適正な指定管理者評価のためにも、やはり一定レベルの収支報告がなされることが望ましい。他の自治体では、損益を含め、報告すべき収支項目を明記した書式を決めているところもある。そうしたことから、所管課においては、今後、収支報告のための様式を定めるなど、指定管理者がより適切に報告を行えるような仕組みを検討してほしい。

（経営改革推進課、ほか指定管理施設所管課）

（4）収入未済額の縮減について

元年度の収入未済額の状況は下表のとおりとなっている。

会計区分	収入未済額	増減額（前年比）	増減割合
一般会計	17億6,210万円余	△4,351万円余	△2.4%
特別区税	11億2,257万円余	△1,272万円余	△1.1%

国民健康保険	16億9,578万円余	△3億4,773万円余	△17.0%
後期高齢者医療	5,537万円余	△612万円余	△10.0%
介護保険	1億4,431万円余	△1,021万円余	△6.6%
合 計	36億5,757万円余	△4億 758万円余	△10.0%

※ 「国民健康保険」以下はいずれも特別会計

元年度も、前年度に続き、国民健康保険料を中心に収入未済額が減少した。滞納対策事務の一元化や担当職員の努力により、成果が大きく上がっていることを評価したい。

ただ残念ながら、総額は依然として多額である。財源の確保や区民負担の公平性の観点から、更なる取組が求められる。

引き続き、特別区民税、国民健康保険料や介護保険料をはじめ生活保護弁償金や各種貸付金の返還金など、各事業に係る未収金も含めて、一層適切な対応を進め、収入未済額の縮減を図られたい。

(滞納対策課、ほか債権所管課)

2 個別的事項

(1) 企画経営部

ア 基本計画及び実施計画の改定について

基本構想に関しては、現在素案に対するパブリックコメントが終わり、3年2月には区議会に議案として提出される予定となっている。

その基本構想の決定を受け、来年度から基本計画等の改定が進められる。基本構想の検討のさなかに発生した新型コロナウイルス感染症拡大の影響は、経済社会や区民生活に広くかつ深く及んでいる。その中で、感染症に係る保健医療体制の充実やICT化の促進など、今後の区政に一層求められるものも明らかになってきた。基本計画等の改定に当たっては、将来の区政を左右する要因をよく見定め、そうした変化を適切に踏まえて作業を進めてほしい。

また、基本構想素案のまちの将来像は、経済社会が発展拡大から縮小均衡へと移る時代の流れを予感するかのようになり、落ち着きがあるものに納まった。目標が静的である分、基本計画等の内容では、「より良い未来に向けて、区が現実を前向きに制御してゆく」という区の積極的な姿勢がよく伝わるようにしておくことも大切と思われる。素案どおり決定された場合には、そうした点も留意されたい。

(長期計画コミュニティ課)

イ 組織改正・職員定数について

現在、従来ならば職員配置のあった管理職ポストを含め、複数の職を兼ねる部課長がいる。前年度において、障害福祉課を再編するため進められた障害施策推進課と障害者支援課の創設では、課長は両課の兼務となった。さらに、外郭団体の幹部職員も少なからず各団体の定年を迎えつつあり、来年度

以降、後任の推薦依頼を一定想定しておかなければならない状況下にある。

そのため、当面の部課レベルの組織改正においては、管理職員の実数を考慮しておくことが一層求められる。行革計画が示す「簡素で効率的な組織づくり」にも留意しながら検討をされたい。

また、2年度職員定数は、前年度比22名の増となった。厳しさが予見される財政状況等を考えると、たとえ「必要」なものであっても、このような措置は続けられない。新たな「中長期の定数管理の考え方」をすみやかに策定し、掲げられた目標のもと、職員定数の見直しに取り組まされたい。

(経営改革推進課)

ウ 財政運営について

国の不合理な税制改正による減収がある中で、現在、新型コロナウイルス感染症拡大に起因する経済活動の落ち込みによって、来年度の歳入の更なる減少が確実視されている。しかも、現段階で、その衝撃がどれほどの大きさなのか見通せていない。

区では、来年度の予算編成に向け、当面の状況に適応するため、要求限度額の設定や要求の優先順位付け等による対応を進めている。

こうした対症療法的な手法はもちろん必要である。しかし、今回の事態だけでなく、子育て支援施策の拡充や施設更新の経費増などによる、今後の厳しい財政運営は従来から予想されているところであり、並行して、全体的な見直し策に取り組むことが大切である。

その方策のひとつとして、現行の行革計画では、「行政コストの見える化」が掲げられている。これは事務事業のコストの精査に資するだけでなく、その実施方法等を抜本的に改める契機としても役立つ可能性があるので、検討の促進を図られたい。

(財政課)

(2) 区有施設プロジェクト部

「新たな目黒区民センターの基本構想」策定に向けた基本的な考え方について

元年9月に「目黒区民センター見直しに係る基本的な考え方」の策定に向けた検討素材」が作成され、区民意見の募集や民間事業者のサウンディング調査等を実施した後、2年6月に「新たな目黒区民センターの基本構想」策定に向けた基本的な考え方(中間のまとめ)」が明らかにされた。

その後、重ねて区民意見募集や利用者アンケート調査等が行われ、11月には、「新たな目黒区民センターの基本構想」策定に向けた基本的な考え方」がまとめられたところである。これから、更に検討を深め、「新たな目黒区民センターの基本構想」素案が策定される予定になっている。

今までのところ、事業者の関心も比較的高いとの感触を得ているようであるが、それは、区側の可能な費用負担範囲が明らかになっていない段階で

の現象とも考えられる。

区政を取り巻く情勢からは、あるいは事業者が期待するような大きな財政支出が将来可能だとは思われない。現実として、区の費用負担の規模が、できる限り抑制されるプランが求められる。

区が置かれた状況を適宜伝えながら、区民意見やサウンディングにより寄せられた事業者の意見等を踏まえて、「新たな目黒区民センターの基本構想」策定に向けた基本的な考え方」に基づく検討を進め、適切に区民センターの基本構想の素案づくりを行ってほしい。

(区有施設プロジェクト課)

(3) 総務部

ア 「目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例」の施行について

性的指向及び性自認に起因する日常生活上の困難等の解消に向けた施策を進める趣旨などから、「目黒区男女が平等に共同参画する社会づくり条例」の改正が行われた。条例の題名も「目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例」と改められている。

改正条例が施行された後、関係施策の推進を担う職員向けに、「性的指向及び性自認に基づく困難等の解消に向けた対応方針」が定められ、既に庁内に周知されたところである。引き続き研修等を実施し、当事者の意見などを踏まえ、内容の徹底を図ることが求められる。

また、条例で定めた施策を推進するためには、まずはこうした課題に係る区民の理解を深めてゆくことが重要である。他所管の行事等を含め、様々な機会を活用し、啓発事業を積極的に進めてほしい。

(人権政策課)

イ 職員のテレワーク体制の整備について

国の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言(2年4月)により、区においても、不要不急の外出自粛等が要請される情勢を受け、職員の在宅勤務が実施された。現在も妊娠中等の一部の職員で継続されている。

テレワークは、もともと職員の働き方改革における研究課題に挙げられていた事項であり、今後の感染症対策としても重要な方策であるので、これを契機に、情報通信手段を含め、その環境や制度の整備を進めることが望まれる。

これまで行われた在宅勤務の実態や、企業、他自治体での実施状況を分析し、職員意見も徴しながら、関係所管とよく連携して、テレワーク体制の確立に向け検討されたい。

(人事課、情報課)

(4) 危機管理室

ア 元年台風19号の対応に関する検証と今後の取組について

大型で強い勢力を維持したまま関東地方を通過した元年の台風19号の被害を受け、同年10月に危機管理体制のあり方検討会が設置され、検討の結果、12月には今後の対応策がまとめられた。危機管理体制の強化等のため、幅広い取組内容が決定されており、いずれも妥当で、必要な方策である。

元年度においては、風水害対策指定職員制度の設計や避難所運営マニュアルの作成等が進められた。現段階（2年10月）で、定めた内容は、ほぼ予定通りの進捗状況とのことである。

関係所管との連絡調整を密にし、引き続き取組を円滑に進め、2年度末にはその成果を改めて明らかにして検証を重ね、危機管理体制の一層の充実に努めてほしい。

（生活安全課、防災課）

イ 業務継続計画〈新型インフルエンザ等編〉等の見直しについて

平成26年9月に業務継続計画〈新型インフルエンザ等編〉を策定後、今回の新型コロナウイルス感染症の流行が本格的な同計画発動の機会となっている。しかし、本部の立ち上げなど、当初から一部に同計画や目黒区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の規定（第7条に定める各部名）と違った運用が見られた。

状況に照らしてやむを得ないものと考えているが、基本的な事項も含まれているので、この経験を生かし、事態鎮静後、現実に応じた必要な見直しをすみやかに行うことが求められる。

（生活安全課）

（5）子育て支援部

ア 子ども総合計画の改定について

前計画の終了により、児童福祉法の改正等や、学童保育クラブの整備、児童虐待やいじめの防止など、喫緊な課題への対応を更に図るため、2年3月に同計画が改定された。現状で要請される内容が網羅されており、着実な取組を望みたい。

同計画の一部を構成する子ども・子育て支援事業計画は、前計画に続き、必要なサービス量を見込み、それに対する目標値を量的に明らかにしており、事業の進捗状況が明確に把握できる。他計画にあまり見られないすぐれた特徴といえる。

対応の迅速性が求められる課題も多い。事務事業の取組経過がわかるように、年度ごとの進捗やその評価等を明らかにし、同計画ならではの進行管理にも努めてほしい。

（子育て支援課）

イ 認可保育園の整備等について

加速度的ともいえる保育園増設により待機児童の解消が実現された。この成果を大いに評価したい。引き続き、今回改定された子ども総合計画に基

づき、その状態を維持するとともに、保護者から求められている保育の質の一層の向上に努めてほしい。

また、今後、区立保育園の民営化に関する計画の改定も予定され、そこでは、区立保育園の役割のあり方も課題になってくる。いまや私立保育園数が大きく区立保育園数を上回る（2年4月現在の認可保育園数で、区立17園、私立72園）状況から、検討に際しては、私立側の意見や要望を踏まえる必要もあると思われる。そうした関係者とも、十分に調整を図りながら、論議を進められたい。

（保育課、保育計画課）

ウ 放課後子ども総合プランモデル事業の検証・評価について

放課後子ども総合プラン推進計画の策定が進められ、それに合わせ、元年度から実施されている東根小学校と中根小学校における放課後子ども総合プランモデル事業の検証・評価も行われている。

検証・評価のもとになった2回にわたるアンケート調査結果の分析等では、低回収率ながら、満足度など2回の調査結果に大きな変化はなく、事業に対する保護者の高い評価と支持が得られたと結論づけている。だが、そこには若干の問題点が見られる。細事かも知れないが、他所管でも生じ得る内容もあるので、あえて意見を述べておく。

- ・回収率の低い全数調査で断定的な判断を下している。

新たな事業であり、確かに保護者に歓迎されるものとは思われるが、証拠（データ）に基づく評価としては慎重であるべきである。単発の調査より確度が高いパネル調査（同一の対象者を追う時系列調査）であってもこの点は変わらない。

- ・低回収率の背景となっている要因の考察が不足している。

新型コロナウイルス感染症拡大が影響したとのことであるが、利用登録のない児童の保護者へもアンケート用紙が渡っているなど、調査手法上の課題も見られる。

また、実施されて日の浅い施策であり、加えて「塾・習い事」が優先される状況等から、事業に対する認知度や関心の低さは、背後にあり得る事由として検討を加えておくべきである。

- ・判断材料が乏しい中で結論を出す場合には、その根拠の対偶（「AならBだ」に対し、「BでなければAでない」の形の命題。双方の真偽は一致する。）もチェックしておきたい。

未回答の保護者を念頭に、大方「回答するなら“満足”を選ぶ」はずだと考えた場合、その対偶である「“満足”を選ばないなら回答しない」も等しく成り立つ。

結局、この調査結果からは、「満足している人より、事業の実情を知らずに関心がまだ低い人の方が多いのではないか」、「満足している人を中心に

回答が寄せられたのではないかと」いった仮説が排除されない。

また、パネル調査では、回答者の評価基準が次第に変わってゆくので、今後はそうした点にも注意を要する。例えば、満足度ならば、「やってもらえるだけで十分」から「この程度はできていないとダメだ」のような推移である。修正点を探るための検証・評価として、より丁寧な進め方を望みたい。

※ 調査結果（保護者対象、1回目は元年9月、2回目は2年2月）

回収率 東根小学校 1回目23%、2回目18%

中根小学校 1回目28%、2回目31%

満足度の割合（「大変満足」と「概ね満足」の合計）

東根小学校 1回目93%、2回目91%

中根小学校 1回目92%、2回目87%

（放課後子ども対策課）

（6）都市整備部

ア 「目黒区自転車の安全な利用の促進に関する条例」の施行について

総合的な自転車対策の一環として、「目黒区自転車の安全な利用の促進に関する条例」が制定され、2年10月から施行された。歩行者への安全配慮をはじめ自転車利用者等の責務を明らかにし、自転車保険加入の義務化、ヘルメット着用の推進などが定められている。区内の交通事故件数は減少傾向にあるが、自転車に関与する割合は増加しており、同条例に基づく取組の強化が求められる。

現在、改めて自転車に係る交通安全の啓発が開始され、自転車保険加入促進等の広報も始まっている。なお、同保険加入の案内においては、行政の公平性の観点から、特定の損害保険会社に有利な扱いとならないように十分配慮されたい。

（土木管理課）

イ 民間建築物の耐震化促進事業の検証について

費用の一部を助成するメニューの中に、建替えを選択する区民に対する「木造住宅等除却工事助成」（除却費用の50%以内で上限50万円を助成）がある。これは従来昭和34年12月以前に建築された建物が対象だったところ、元年度から、昭和56年5月以前のものに要件が広げられた。その結果、助成件数は、平成30年度の4件から、元年度は14件に増えている。

区として、この事業は、旧耐震基準で建築された木造住宅等の建替えを促進するものと考えられている。しかし、制度を利用する区民にとっては、単に「耐用年数が過ぎた家を建て替えるとき、古い建物の除却に区が出してくれる費用」と受けとめられている可能性も高いのではないかと。施策がどこまで耐震化の誘因になっているのかわからない。

助成対象の拡大により、今後利用が更に伸びてゆくことも考えられる。申請時において、区民の建替え判断への影響度をよく把握するなど、施策の効

果の検証を改めて行ってほしい。

(建築課)

(7) 環境清掃部

ア 環境美化と受動喫煙防止に向けた路上喫煙対策推進について

2年4月からの改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例の全面施行を受け、区では、屋外での喫煙やポイ捨てを更に抑制するため、元年度に民間事業者に対する屋内型公衆喫煙所整備事業を創設した。その結果、同年度において6施設10箇所と、屋内型公衆喫煙所の整備が急速に進んだところである。

引き続き、喫煙者の屋外から屋内への誘導を一層図るとともに、屋外型指定喫煙所の廃止に向けて、民間事業者への支援による屋内型公衆喫煙所の整備等が予定されている。現段階では、計画的な目標設定ではなく、設置後の具体的な状況を見た上で、次の展開を考える方針になっているとのことである。

しかし、区全体を視野に入れた無駄のない整備という観点からは、必要量や設置する地域など、一定の見通しを持っておくことも大切と思われる。以前からあるものを含めて、屋内型公衆喫煙所の利用実態等を分析し、今後の整備に係る全体的な考え方も明らかにしながら推進してほしい。

(環境保全課)

イ 災害廃棄物収集運搬等処理能力の向上について

災害ごみの収集運搬を支援するため、元年の台風15号及び同19号により被災した自治体(千葉県鋸南町、世田谷区、埼玉県坂戸市)に、区から応援職員が派遣された。そうした経験が契機となって、現在「豪雨・台風等による災害ごみの処理行動マニュアル」の作成に取り組まれている。

その中の課題のひとつとして、具体的な災害ごみの集積所の指定がある。現時点では、災害ごみの回収は被災した各戸ごとに行い、いずれかの公園を、主に分別作業のための集積所とすることが検討されている。

災害ごみの集積所の設定にあたっては、搬入の容易さや必要なスペースの確保など、様々な条件に合うことだけでなく、地域の理解も重要と思われるので、関係所管とよく連携し、調整を十分に行い進めるようにされたい。

(清掃事務所、道路公園サービス課)

以 上